

定期積金【スーパー積金】の商品概要 1/2

★毎月決まった金額を積み立てます。

★目的に応じて積み立てられます。

項目	内容
名称又は愛称	二郎くん積金
種類	甲種：目標額と期間を定め、毎月決まった金額を積み立てる方式 乙種：掛込金額と期間を定め、毎月一定金額を積み立てる方式
ご利用になれる方	個人および法人のお客様
期間	6ヶ月以上5年以下
預入方法等	① 掛込方法：毎月1回掛込または数回にわたり掛込できます。 ② 預入金額：1,000円以上 ③ 預入単位：1円単位
払戻方法	満期日以後、一括して給付契約金をお支払いします。
預入金利	① 適用利率： ➢ 固定金利となります。毎日の店頭表示の利率を適用します。 ➢ ご契約時に証書に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 ② 利払方法： ➢ 給付補填金は満期日以後、一括してお支払いします。 ③ 計算方法： ➢ 付利単位を100円とし、ご契約期間における掛込残高積数に年利回りを乗じて計算します。 ➢ 満期日以後の利率は、解約日における普通預金利率を適用いたします。
金利情報の入手方法	現在の金利については、店頭備付けの金利表示ボードまたは窓口でご照会下さい。
税金	お受取利息について、次のとおりとなります。 ➢ 個人のお客様＝20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（マル優はご利用頂けません） ➢ 法人のお客様＝総合課税となります。
復興特別所得税	※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 法人等のお客様の場合も源泉徴収されます。
手数料	-----
付加できる特約事項等	① 毎月の掛込みは、当座預金・普通預金からの自動振替によるお取扱いができます。 ② 掛込みが遅延した場合は、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。但し、満期日を繰延べない場合には、証書に表示する約定利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息を差し引きます。

定期積金【スーパー積金】の商品概要 2/2

項目	内容
中途解約時のお取扱い	<p>満期日前に解約される場合は、次の①、②の期限間前解約利率により利息相当額を計算し、掛込残高相当額(掛込元金)とともにお支払いたします。</p> <p>① ご契約日(初回掛込日)から解約日までの期間が1年未満の場合＝解約日における店頭表示の普通預金利率</p> <p>② ご契約日(初回掛込日)から解約日までの期間が1年以上の場合＝ご契約時に証書に表示する約定年利回り×60%</p>
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(9時～17時、電話:0969-24-1177)へお申出ください。</p> <p>紛争解決措置 熊本県弁護士会紛争解決センター(9時～17時、電話:096-325-0913)で紛争の解決を図ることも可能です。</p> <p>また、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)へ直接お申出ください。</p> <p>上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)へ直接お申出頂くことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用頂けます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所へお問合わせください。</p>
その他参考事項	<p>預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。</p> <p>* 当金庫に複数の預積金・口座をお取引頂いている場合は、それらの預積金元本を合計してお一人様1,000万円までとその利息が保護されます。</p>

※口座開設の際ご用意頂くもの

➢ご印章

➢ご本人の確認資料、法人の場合は登記簿謄本等